

児童・生徒に係るハラスメント防止のしおり

平成 31 年 4 月

令和 8 年 10 月改正

鳥取県教育委員会

は じ め に

ハラスメントは、児童・生徒の心身を傷つけるだけでなく、その後の成長にも大きな影響を与える行為であり、児童・生徒の尊厳や人権を著しく侵害する行為です。

学校で、教職員は児童・生徒に対して指導的な立場にあり、児童・生徒の人格形成に大きな役割を担っています。その教職員がハラスメントを行うことは、絶対にあってはなりません。

本書は、平成 31 年 4 月に施行した「児童・生徒に係るハラスメントの防止等に関する指針」（以下「ハラスメント防止指針」という。）に基づき、学校等でのハラスメントを未然に防ぐため、教職員一人ひとりのハラスメントに対する認識を深め、日ごろから言動に注意するとともに、教職員がハラスメントを認知した場合又は児童・生徒から苦情相談があった場合における学校の対応についてまとめています。

各学校における研修等での活用や相談対応等の参考にしてください。

<目次>

第 1 章	ハラスメントとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2 章	児童・生徒に対するハラスメントを防止するために・・・・・・・・	3
第 3 章	ハラスメントが起きてしまったら・・・・・・・・・・・・・・・・	8
資料	児童・生徒に係るハラスメントの防止等に関する指針	

第1章 ハラスメントとは

1 セクシュアルハラスメント

(1) 定義

ハラスメント防止指針では、セクシュアルハラスメントを「教職員等による学校等での児童・生徒を不快にさせる性的な言動又は児童・生徒による教職員を不快にさせる性的な言動」と定義しています。

①「教職員等」について

次に掲げるものをいいます。

- ・ 県立学校、県教育機関及び市町村立学校に勤務する教職員（＝教職員）
- ・ 学校等での活動において指導に従事する教職員以外の者

②「学校等」について

学校及び学校教育が行われるすべての場所をいいます。「学校教育が行われるすべての場所」とは、学校内をはじめ遠足、社会見学、修学旅行、部活動の遠征、各種の大会への参加等校外における学校活動を含みます。

③「性的な言動」について

性的な関心・欲求、性別により役割を分担すべきとする意識又は性自認（性別に関する自己認識）等に関する偏見に基づく言動をいいます。（電話やSNS上での誹謗中傷をはじめとする迷惑行為を含みます。）

※1回の言動であっても、児童・生徒を深く傷つける場合があります。また、その言動が、刑法、児童福祉法、条例に抵触する場合があります。

(2) セクシュアルハラスメントになり得る行為の具体例

区 分	具 体 例
不必要な性的、身体的なことに 関する質問、話題	・ 必要がないのに身長や体重など身体的なことを質問したり、話題にしたりする。 ・ 性に関することや異性に関することを質問したり、話題にしたりする。 ・ 容姿や体形を話題にしたり、揶揄するように言ったりする。 ・ 月経を理由に授業等を休む児童・生徒に対し、客観的にみて必要のないことを質問する。
不必要な身体への 接触 ※注	・ 身体を執拗に眺め回し、不快感を与える。 ・ 指導の際に、体に寄りかかったり、髪や手に触れたりする。 ・ マッサージと称して体に触ったり、マッサージをさせたりする。 ・ 児童・生徒を膝の上に座らせたり、必要以上に身体に触ったりする。 ・ 部活動や体育の授業等で裸になることを強要する。 ・ 集団宿泊等で、着替え中の部屋に無断で入る。 ・ 手をつなぐ必要がないのに、手をつないで歩行したり、誘導したりする。
性別で行動や役割 分担を決めつける	・ 「男子（女子）だから・・・」とか「男子（女子）のくせに・・・」と発言する。 ・ 特定の担当や役割を女子（男子）のみに限定して行わせる。
不適切な行動	・ 学校教育以外の目的で撮影、録画する。 ・ 学校教育や学校活動とは関係のない電話やメール送信を行う。

上記はセクシュアルハラスメントとして考えられる例の一部です。

※注 児童・生徒の障がいや心身の状況等により、指導上の配慮（動作援助）や安全確保上の必要性等、合理的な理由があると判断された場合は除きます。

2 パワーハラスメント

（１）定義

ハラスメント防止指針では、パワーハラスメントを次のように定義しています。

教職員等による学校等での児童・生徒に対する指導や注意の適正な範囲を超えて人格や尊厳を侵害し、精神的・身体的苦痛を与える言動（ただし、体罰に該当するものは除く。）又は児童・生徒による教職員への著しい迷惑行為（暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等）をいう。

【教職員等から児童・生徒に対するパワーハラスメント】

教職員等と児童・生徒は、指導する、指導される立場であることから、優位性が生じやすいため、ハラスメント防止指針では、セクシュアルハラスメントを除く教職員等から児童生徒に行うハラスメントを、パワーハラスメントとして取り扱っています。

教職員等による児童・生徒に対するパワーハラスメントは、一度の行為によって児童・生徒に深刻な問題を生じさせる可能性があることを、十分認識する必要があります。

※体罰は、学校教育法第 11 条において禁止されている行為であるため、パワーハラスメントとは区別しています。

【児童・生徒から教職員に対するパワーハラスメント】

時に、児童・生徒から教職員に対して、暴行、ひどい暴言等の著しい迷惑行為が行われることがあります。ハラスメント防止指針では、これらの行為についても、パワーハラスメントとして取り扱っています。

このような迷惑行為が発生した場合、行為者となった児童・生徒に対して「生徒指導等に関するガイドライン」（高等学校課）等に基づき、適切な指導を行うほか、行為を受けた教職員に対しては速やかに心身のケアを行う必要があります。

（２）パワーハラスメントになり得る行為の具体例

区 分	具 体 例
身体的な攻撃（体罰、刑法上の罪に問われる場合もあります。）	・ 機嫌が悪くて、物を投げつける。 ・ 生徒の指摘は正しいが、それに腹が立ち叩く。 ・ 指示する代わりに腕を引っ張ったり、後ろから押したりする。
精神的な攻撃	・ 相手の心や自尊心を傷つける言葉を言う。 例：「覚えの悪いおまえに教えるのは時間の無駄だ」 ・ 感情のまま大声で叱責する。長時間、大声で怒鳴る。高圧的に指示する。 ・ みせしめのために特定の者を執拗に責める。 ・ 言葉や態度による脅かし、脅迫 例：教員の間違いを指摘した児童・生徒に対し「成績を下げる」と脅す。 ・ 適切な指導、アドバイスをしないで、できないことを執拗に責める。

	・他の者に比べ差別的な扱いをする。 - 例：特定の児童・生徒の質問等を無視したり、拒絶したりする。 - クラスや部活動などで、作業を1人に押し付ける。
人間関係からの切り離し※注	・1人だけ行事等に参加させない。 ・部活動やクラス行事等に参加するために必要な情報を故意に伝えない。 ・教室等に鍵をかけ行動を制限する。(主に特別支援学校等)
個の侵害等	・家族の悪口を言う。 ・好き嫌いで児童・生徒に対する指導の仕方や成績評価に差をつける。 ・学校生活において、介助や支援を必要とする児童・生徒に対し、トイレや食事などの必要な介助や支援をしない。

上記はパワーハラスメントとして考えられる例の一部です。

※注 児童・生徒の障がいや心身の状況等により、指導上の配慮や指導方法の確保のため等、合理的な理由があると判断された場合は除きます。

＜指導・叱責等の注意点＞

児童・生徒を指導・叱責する場合には、表現内容、表現方法・態様、時間、対象となる児童・生徒の心身の状態への配慮等が必要です。

特に「指導には関係のない人格を否定するような言葉」や「心理的負荷を過度に蓄積させると客観的に認められるような言葉」は使ってはいけません。

また、教職員等が、「他の児童・生徒の受けをねらった」とか「冗談のつもり」として発した言葉が、児童・生徒にとっては屈辱的なものであったり、児童・生徒間のいじめを誘発してしまったりする場合があるので、注意が必要です。

第2章 児童・生徒に対するハラスメントを防止するために

1 防止に向けた教職員等の意識

教職員は、児童・生徒の立場に立ち、次の点を理解、認識してください。

(1) 児童・生徒は弱い立場である

教職員等と児童・生徒は、「指導する側と指導される側」「大人と子ども」といった上下関係や力関係にあることから、「嫌だ」と思っても、「怒られるのでは」「成績に影響するのではないか」などと心配し、拒絶の意思を表現できない場合があります。

特に障がいがある児童・生徒の場合は、不快や嫌悪、又は羞恥を感じても、回避や拒絶のために行動することが困難な場合もあることから、より配慮が必要です。

(2) 児童・生徒によって認識が異なる

児童・生徒一人ひとりによって、不快と感じたり、嫌だと思ったりする事柄や程度が異なります。

また、児童・生徒の発達段階や障がいの特性によっては、ハラスメントであると認識できていない場合があります。

特にセクシュアルハラスメントは、性に関する受け止め方が個人によって違い、セクシュアルハラスメントに該当するか否かは、相手の判断が重要となることから、「親しみ」「励まし」等が動機であった言動でも、相手を不快にさせる場合があります。

(3) ハラスメントが及ぼす影響は大きい

ハラスメントは、被害を受けた児童・生徒（以下「被害者」という。）の心や体を深く傷つけ、後遺症が生じたり、学校生活の継続が困難になったりして、児童・生徒の成長やその後の人生、場合によっては命にかかわることに発展するなど、重大な影響を及ぼす場合があります。

(4) 無自覚や思い込みに危険が潜む

特にセクシュアルハラスメントについては、ハラスメントをした者（以下「行為者」という。）に自覚がなかったり、軽く考えたりしている場合や指導等を円滑に行うために必要だという誤った考えを持っている場合があります。

また、児童・生徒とのコミュニケーションは必要ですが、不用意、不必要な言動は注意してください。

例 ・軽いタッチはコミュニケーションの一つだから大丈夫だ。

- ・スキンシップも指導のために必要なやり方である。
- ・悪気があってしている行為ではないから大丈夫だ。
- ・この程度なら生徒だって不快に感じていないはず・・・。
- ・場を和ませるつもりで言った冗談や話題だった。

事例 1

中日新聞(平成 30 年 2 月 25 日付)より抜粋

「娘たちは、先生は絶対的な存在で信頼していたと思う。立場を利用して、学校を不安で嫌な場所にしたことに腹が立ちます。」

昨年 11 月、名古屋地裁(略)。勤務していた小学校で複数の児童にわいせつ行為をしたとして懲戒免職になった臨時講師の男＝強制わいせつ罪で公判中＝を前に、保護者が証人尋問に立った。「トイレに一人で行けなくなった」「泣いたり怒ったり不安定になった」など、被害後の様子に触れ、「これから内容を理解した時、より大きな苦しみを感じると思うと不安だし許せない」と述べた。

事例 2

東京新聞(平成 29 年 10 月 20 日付夕刊)より抜粋

「担任、副担任の厳しい指導、叱責にさらされ続けた生徒は、孤立感や絶望感を深め、自殺するに至った。」一町教育委員会が公表した調査委員の報告書は、自殺の原因をこう指摘し、それまでの経緯を綴った。

昨年 10 月のマラソン大会当日。運営担当だった生徒は、準備の遅れを理由に担任から校門前で怒鳴られた。目撃した生徒は、「(聞いている人が)身震いするくらいだった」と証言した。

11 月には副担任から未提出の課題について追及される。「できないならやらなくてよい」と突き放す副担任に、生徒は「やらせてください」と土下座しようとした。17 年 1～2 月、職員室の前で担任から「おまえ(生徒会の役員を)辞めてもいいよ」と大声で叱責される。

自殺後に行われたアンケートで、この生徒が「死にたい」と口にしていたのを、複数の生徒が耳にしていたことが判明する。教員の一人は、生徒の特性に合った指導方法を考えるよう担任に助言したが、担任は「手加減している」と答えたという。

2 防止に向けた具体的な取組等

児童・生徒に対するハラスメントを防止するため、教職員は日ごろから次の点に努めてください。

(1) 研修の充実

校内研修等によりハラスメントの基本的認識や児童・生徒に及ぼす影響、被害者の心のケア、被害者から相談を受けた場合の対応について、共通理解を深めること。

(2) 言動・意識の自己点検

児童・生徒を一人の人格をもつ個人として対応し、人格を傷つけていないか、固定的な性別役割分担意識がないかどうか、自ら点検すること。

(3) 早期の変化の把握

児童・生徒がシグナルを発することを意識し見落とさないように、日ごろから児童・生徒の様子に細心の注意を払うこと。

（４）児童・生徒に対する指導

人権教育を通じた性的マイノリティーに関する理解をはじめ、性自認等やハラスメントについて、発達段階や障がい等の特性に応じて正しく理解させるとともに、ハラスメントを受けたり見たりした場合の対応（拒絶の意思表示、相談）について指導すること。

（５）指導及び連携体制の構築

校長を中心とした指導体制を確立するとともに、日ごろから教職員同士のコミュニケーションを図り、報告・相談が円滑に行われるようにすること。

（６）安心して相談できる校内体制

日ごろから児童・生徒との信頼関係の構築に努め、相談しやすい環境づくりを進めること。

また、予め児童・生徒の相談に応じる際の対応や手順を確認しておくこと。特にセクシュアルハラスメントの相談対応は、被害者と同性の教職員が望ましく、相談の聞き取りはなるべく２名で、プライバシーを確実に確保できる場所で行うこと。

障がいのある児童・生徒に対するハラスメントを防止するために

障がいのある児童・生徒（以下「障がい児等」という。）の中には、ハラスメントを受けてもそれを認知できなかったり、不快に感じて拒絶の意思を示したり、回避のために行動したりすることができない児童・生徒もいます。

また、教職員等の障がいについての理解不足や障がい児等とのコミュニケーション不足により、教職員等が気づかないうちに、傷つけたり不快に感じさせたりする可能性もあります。

特に、障がい児等の場合は、学校生活において、指導や介助等さまざまな場面で、身体に触れる必要性も生じますので、セクシュアルハラスメント等のハラスメントを防止するため、日ごろから障がいの状態や特性、心身の成長、生活年齢等を考慮した対応や適切な方法を、学校内で共通認識しておく必要があります。

（１）障がい児等の意思を確認する

- ・ 身体に直接触れる必要がある場合は、言葉かけを行い、意思や表情の確認に努めること。
指導や介助中に障がい児等の表情や身体に変化が見られた場合は、一度止めて、再度意向を確認するなど原因の把握に努めること。
- ・ 安全確保のため歩行時に身体に手を添えたり、手をつないだりすることは必要であるが、むやみに身体に接触していないか、必要かどうか注意すること。
- ・ 障がい児等の気持ちや意見の把握に努め、障がい児等が置かれている状況や今後の指導・支援について可能な限り説明し理解を図ること。併せて、意見とわがまは区別されること、守るべきルールについても、理解できるように説明すること。

（２）障がい児等及び保護者等との信頼関係を構築する

- ・ 日ごろから障がい児等とコミュニケーションを図り、信頼関係の構築に務めるとともに、問題行動が生じた場合の対応や必要に応じて移動、排せつなど学校生活での介助又は指導における身体に触れる対応について、予め保護者等と相談・確認しておくこと。
- ・ 併せて、これらの対応については、個別の指導計画等に記録しておき、関係する教職員間で共通理解を図ること。

（３）介助や動作援助等の孤立・密室化の防止（複数職員体制の確保）

身体的な接触を伴う介助や指導を行う場合は、可能な限り複数で行うこと。

(4) 原則、同性が対応する

- ・ 着替え、排便・排尿、入浴、女子の月経等に係る介助等については、障がい児等の年齢や状態も踏まえながら、原則、同性の教職員等が行うこと。

(5) 着替え等におけるプライバシーの確保

- ・ 着替え、排便・排尿などの介助や対応は、原則、プライバシーの確保が可能な個室や空間で行うことが望ましい。状況によってそれが困難な場合（教室等で実施せざるを得ない場合）においてもプライバシーの確保のための工夫や、障がい児等の気持ちに配慮した対応を行うこと。
- ・ また、障がい児等の鞆やロッカー等の中を開けて、衣類などを取り出す必要がある場合においても、本人の了解を得てから行うこと。

(6) 行き過ぎた不適切な言動

- ・ 教職員間で障がい児等について情報交換等をする際に、必要以上に障がい児等の行動や特性、身体的特徴を取り上げたり、誇張したりすることは慎むこと。
- ・ 障がい児等の障がいの状況等について、本人の前で、他の教職員等や保護者に対し否定的な話をしないようにすること。

事例 3

産経新聞（平成 29 年 9 月 12 日）より抜粋

（略）高等部を指導する男性教諭（59）が、障害のある生徒に「アホ」「デブ」などの暴言を繰り返していたことが 12 日同校への取材で分かった。（略）

同校によると、教諭は複数の生徒に対し屋外での授業中に大声で「おまえなにやっているんだ」と怒鳴ったり、部活中にプラスチックの製のバットで床を叩いたりした。（略）

事例 4

以下は、ある特別支援学校（県外）において複数の児童・生徒が、複数の教員から受けていた暴言等です。※産経新聞の記事より抜粋しています。

○女子生徒 A

- ・ 言うことを素直に聞かないとき、「怒っていい？ 投げ飛ばすよ」と言われる。
- ・ 「体重が重い、ブス、貞子」と言われる。
- ・ 「しばくぞ」と発言、A が髪の毛で顔を覆うと、「貞子みたい、呪い殺されそう」と発言。
- ・ 給食を食べなかった際、「どうせ家に帰ったら菓子をボロボロ食うだろう」と小馬鹿にされた。
- ・ 無理やり両手・両足をわしづかみにし、2 階まで階段を上り、教室に押し込め鍵を閉める。
- ・ 常にいらだち、顔を見たら「泣かず、腹立つ」と言われる。

○女子生徒 B

- ・登校時の状態が悪く、教室に入れずに校庭を逃げ回った際、「動画を撮って、卒業の時に見せたい」と発言。
- ・教室の鍵を閉めて閉じ込める。教室を退室しようとする立ちあがる。

第3章 ハラスメントが起こってしまったら

ハラスメントの苦情相談があった場合は、校長は、対応に当たる教職員とその役割を決め、当該教職員には、「1 相談対応の基本的な心構え」を十分に理解させてください。校長は、対応の体制を確保するに当たり、ハラスメントの内容や程度に応じて慎重に決定してください。

なお、校長が行為者の場合は、副校長（教頭）が、所管する教育委員会に速やかに報告してください。

【報告の流れ】 県立学校→県教育委員会事務局、市町村立学校→市町村教育委員会事務局

1 相談対応の基本的な心構え

- ①問題を軽く考えたり、先入観を持って考えたりすることなく、被害者の救済を第一に考えること。
- ②正確な情報収集に努め、迅速かつ適切な対応により、被害の深刻化や拡大化の防止に努めること。
- ③被害者の人権の尊重及びプライバシーを保護するとともに、知り得た秘密は守ること。
- ④被害者が被害を訴えたことにより、不利益を受けることのないように配慮すること。

2 被害者（被害者の保護者を含む）からの相談対応

（1）相談対応の留意点

被害者からの相談等の聞き取りに当たっては、次の点に注意してください。（①～⑧は相談窓口も共通）

- ①被害者のペースや体調等に合わせて、時間にゆとりをもって丁寧に聞き取ること。聞き取りに当たり、被害者の年齢、被害の状況等によっては、保護者の立会いが必要な場合もあるので、被害者本人や保護者の意向を確認すること。
- ②相談したことの秘密は守られることを説明すること。
- ③いつ、どこで、だれが、どのようにしたことなのか、具体的に状況を把握すること。
ただし、被害の状況によっては、的確に被害の状況を訴えることができないことを理解すること。
- ④一通り事実について聞き取りをしたら、聞き取った内容の大筋や被害者が特に訴えていたことについて繰り返し、理解に誤りがないか確認をすること。併せて、被害者が、何を求めているのかを尋ね把握すること。可能な限り被害者の希望に沿った対応を行うこと。
（例）・行為者に謝罪をして欲しい。
・行為者に会いたくない、恐怖感を解消して欲しい。
・問題となっている行為を二度とさせないで欲しい。
・案件を知るのは最低限の教職員にして欲しい。
・事実関係を知る者への調査実施の可否 など
- ⑤事実を知る第三者の有無について確認すること。知る者がいる場合は、その者に事実確認をすることについて、被害者に了承を得ること。
- ⑥相談中の記録は、被害者に不安を与える場合があることを考慮すること。
- ⑦被害者が混乱したり、感情の起伏が激しかったりして、状況把握が困難な場合は、専門の力

ウンセラーの支援を検討すること。その場合においても秘密の厳守を徹底すること。

⑧確認した事実の共有範囲を、被害者及び保護者に説明し了承を得ること。

⑨校長は、事実確認中であっても、被害者に対し早急に救済又は改善措置を講じる必要があると判断した場合は、速やかに対応すること。

(2) 二次被害の防止

次のような言動や取扱いは、二次被害につながります。二次被害が生じると、被害者に一層深い傷が生じたり、学校や教職員に対する信頼を失くしたりすることにもつながるので注意が必要です。

①事実確認の過程における無視、無理解、批判、非難により、精神的なダメージを生じさせること。

②行為者の行動より、被害者の行動が問題視されること。

③被害と直接関係ない被害者のプライバシーが詮索されたり、暴露されたりすること。

3 被害者以外の者からの相談対応

ハラスメントを見たり聞いたりした者から苦情相談を聞き取る場合は、次の点に注意してください。

①いつ、どこで、だれが、どのようにしたことなのか、具体的に状況を把握すること。

②ほかにも事実を知る者がいないか確認すること。

③ハラスメントに係る苦情相談をしたことで不利益な取り扱いがされることはないことを説明すること。

④見たり聞いたりしたハラスメントの内容を他言しないように言うこと。

4 改善措置等の対応

ハラスメントの事実やハラスメントに起因する問題が明らかになると、被害者及びその保護者や被害者の保護者以外の保護者など、それぞれの立場に応じた対応を行う必要があります。

また、対応はハラスメントの内容やその深刻さによっても異なりますので、その都度、慎重な判断が求められます。

(1) 被害児童・生徒

①被害者の状況によって、適切な個別の支援体制が必要。必要に応じて、スクールカウンセラーや弁護士などの専門家に指導・助言を求めること。

②事実確認中であっても、早急な被害者の保護が必要と判断される場合は、行為者を被害者から離す、行為者の被害者への直接的な接触を避けさせるなどの措置をとること。

(2) 被害児童・生徒の保護者への対応

①事案の発生後、速やかに状況を把握した上で、保護者に連絡を取ること。

②管理職及び相談を担当した複数の教職員で、保護者に誠意をもって事実関係や経過を説明すること。

③被害者への今後のケアや解決に向けた対応、見通しなどを伝え、保護者の不安の解消に努めること。

- ④行為者からの謝罪や学校としての再発防止の具体的な手法などを説明し、信頼の回復に努めること。

（３）被害児童・生徒の保護者以外の保護者への対応

- ①被害者のプライバシーや人権の保護が第一優先であり、特にセクシュアルハラスメントについては、ケースに応じてより慎重に対応すること。
- ②警察等により公表されている場合などは、速やかにＰＴＡ役員と連携し、必要に応じ保護者への説明会の開催等を行うこと。被害者及び行為者のプライバシーの保護に配慮し、事実を正確に伝えとともに、再発防止等に向けた学校の取組について説明すること。

（４）教職員が被害者となった場合の対応

- ①被害者の心身の保護に取り組むこと。必要に応じ「心の健康相談窓口」等を活用し、専門職員によるケアを受けること。
- ②速やかに状況を把握した上で、行為者となった児童・生徒の保護者に連絡を取り、事実関係や経過を説明すること。
- ③学校のみでの対応が困難となった場合（著しい迷惑行為が繰り返される等）は「学校課題解決支援アドバイザー」制度を活用し、状況の改善に向けて、外部の専門家による伴走支援を受けることが考えられる。

（５）行為者への対応

- ①管理職を含めた複数人で行為者から事実関係等について聞き取る。予断・偏見を持たず、客観的に事実を確認すること。
- ②必要に応じ、第三者からも情報を収集すること。
- ③行為者の言動に問題があると認められる場合は指導し反省を促すこと。その後の状況を継続的に観察すること。
- ④被害者が謝罪を求めている場合は、その要求を行為者に伝え、誠意をもって対応するように指導すること。

５ その他の対応

（１）情報の管理

外部に対しては窓口を一本化するとともに、被害者のプライバシー保護に細心の注意を払ってください。

（２）教育委員会への報告

校長は、状況を所管する教育委員会に報告するとともに、連携をとりながら事態への適切な対応に当たります。

（３）他の児童・生徒等への対応

心無い噂話や他の児童・生徒の言動によって被害者がさらに傷つくといった二次被害が生じないようにします。

(4) 再発防止

全教職員で課題を共有し、再発防止のための体制等を構築することが必要です。なお、その際、個人情報保護に留意し、守秘義務を厳守することを徹底する必要があります。

ハラスメント相談聞き取り票

聞取者

[illegible]

児童・生徒に係るハラスメントの防止等に関する指針

1 目的

この指針は、学校等における児童・生徒（特別支援学校の幼稚部の幼児を含む。以下同じ。）に係るハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応について必要な事項を定めることにより、児童・生徒及び教職員双方の人権の尊重、良好な学習・職場環境の確保及び教育行政への信頼性の確保を図ることを目的とする。

2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等 学校及び学校教育が行われるすべての場所をいう。
- (2) 教職員 県立学校及び市町村立学校に勤務する教職員をいう。
- (3) 教職員等 教職員及び学校等での活動において指導に従事する教職員以外の者をいう。
- (4) ハラスメント セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの総称をいう。
- (5) セクシュアルハラスメント 学校等での教職員等による児童・生徒を不快にさせる性的な言動又は児童・生徒による教職員を不快にさせる性的な言動
- (6) パワーハラスメント 教職員等による学校等での児童・生徒に対する指導や注意の適正な範囲を超えて人格や尊厳を侵害し、精神的・身体的苦痛を与える言動（ただし、体罰に該当するものは除く。）又は児童・生徒による教職員への著しい迷惑行為（暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等）をいう。
- (7) ハラスメントに起因する問題 次に掲げることをいう。
 - ① 児童・生徒が教職員等から直接又は間接的にハラスメントを受けることにより、学校にいることや学校に行くことを苦痛に感じる等、学習意欲や登校意欲が損なわれること。
 - ② 児童・生徒が身体的・精神的な害を被ること。
 - ③ 教職員が児童・生徒から直接又は間接的にハラスメントを受けることにより、就業する上で看過できない支障が生じること。

3 鳥取県教育委員会及び市町村教育委員会の責務

- (1) 鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）及び市町村教育委員会（学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）は、教職員等又は児童・生徒によるハラスメントの未然防止及び排除に努めるものとする。
- (2) 県教育委員会及び市町村教育委員会は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、ハラスメントを受けた児童・生徒及び教職員（以下「ハラスメントを受けた者」という。）の救済を第一として誠実にその解決に当たるものとする。
- (3) 県教育委員会及び市町村教育委員会は児童・生徒又は~~＝~~教職員等が、相談したこと、苦情を言ったこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを受けることのないよう十分留意するものとする。

4 校長の責務

- (1) 校長は、児童・生徒及び教職員が安心して学習・生活を行うことができる環境を確保する

ため、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

- (2) 校長は、ハラスメントに起因する問題が学校等に生じていないか又はその恐れがないか、学習環境に注意を払うものとする。
- (3) 校長は、児童・生徒に対しハラスメントに関する啓発を図り、ハラスメントに関する認識を深めさせるものとする。
- (4) 校長は、ハラスメントに関する苦情相談に係る聞き取りや調査の実施に当たって、児童・生徒のプライバシーの保護に細心の注意を払うものとする。
- (5) 校長は、ハラスメントに対する苦情相談を申し出た者、当該苦情相談に係る調査へ協力した者、その他ハラスメントに関し正当な対応をした者が、そのことをもって不利益な取扱いを受けることがないように十分留意するものとする。

5 教職員の責務

- (1) 教職員は、ハラスメントは児童・生徒の心を傷つけるだけでなく、その後の成長にも大きな影響を与える行為であり、児童・生徒の個人の尊厳や人権を著しく侵害するものであることを十分に認識し、自らがハラスメントをしないように努めるものとする。
- (2) 教職員は、すべての教育活動を通じて、児童・生徒の人権を尊重した教育を推進し、児童・生徒一人ひとりを生かす教育環境づくりに努めるものとする。
- (3) 教職員は、児童・生徒がハラスメントを受けていること及び児童・生徒から教職員がハラスメントを受けていることを認知した場合は、管理職等に報告するものとする。

6 研修等

県教育委員会は、ハラスメントの防止等を図るため市町村教育委員会と連携し、教職員に対する研修等を実施し啓発に努めるものとする。

7 相談対応

- (1) 校長は、ハラスメントに関する児童・生徒、保護者及び地域住民からの苦情相談並びに教職員等からの報告等に対応するものとする。
- (2) (1) のほかに、県教育委員会は、ハラスメントに関する苦情相談を受け付けるため、次のとおり相談窓口を設置する。

相談者	相談窓口	
県立中学校及び市町村立学校の児童・生徒、保護者、教職員等	小中学校課	生徒支援・教育相談センター (教職員等は除く。)
県立特別支援学校の児童・生徒、保護者、教職員等	特別支援教育課	
県立高等学校の生徒、保護者、教職員等	高等学校課	

- (3) 相談窓口は、次の苦情相談を、文書（メール、郵送）、電話、面談のいずれかにより受け付ける。

① 教職員等によるハラスメントを受けた児童・生徒又はその保護者からの苦情相談

- ② 学校等において教職員等によるハラスメントを児童・生徒が受けているのを見た児童・生徒、保護者又は教職員等からの苦情相談
- ③ 学校等において児童・生徒によるハラスメントを受けた又は受けているのを見た教職員等からの相談

8 苦情相談の処理

- (1) 校長、市町村教育委員会、県教育委員会は、苦情相談に係る事実関係の調査・確認、ハラスメントを受けた者に対する支援並びにハラスメントを行った教職員等及び教職員に対するハラスメントを行った児童・生徒に対する指導など、必要な措置により、当該ハラスメントに起因する問題を適切かつ迅速に解決するよう努めるものとする。

なお、7(2)に掲げる相談窓口が受け付けた相談のうち、市町村立学校の児童・生徒、保護者又は教職員等からの相談については、所管する市町村教育委員会に引継ぐものとする。

- (2) 苦情相談の聞き取り又は調査・確認の実施に当たっては、聞き取りを行った者のプライバシーや人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

9 再発防止

県教育委員会は、生じたハラスメントの事案を踏まえ、市町村教育委員会と連携し、教職員等に対しハラスメント防止について注意喚起や研修の実施等、適切な再発防止策を講じるものとする。

10 その他の対応

県教育機関に勤務する教職員について本要綱を適用するものとする。この場合において、「児童・生徒」とあるのは「学校教育の活動として受け入れた児童・生徒」と、「校長」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。

11 その他

この指針に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

本指針は、平成31年4月1日から施行する。

附則

本指針は、令和2年4月1日から施行する。

附則

本指針は、令和8年10月1日から施行する。

<引用・参考資料>

- ・発達障害って、なんだろう？ （政府広報オンライン）
- ・教職員と幼児・児童・生徒、保護者との間におけるセクシュアルハラスメント防止についての指針
(千葉県教育委員会)
- ・教職員と障害のある幼児児童生徒が信頼し合い、豊かな人間関係を築いていくために
(千葉県教育委員会)
- ・教職員による児童生徒に対するセクシュアルハラスメント防止のために
～未然防止・子ども立場に立った適切な対応の指針～
(大阪府教育庁)

発行 鳥取県教育委員会事務局教育総務課

問合せ先 0857-26-7579